

第 5 9 号議案

芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例の制定について

芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手
続に関する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

一般廃棄物処理施設の設置又は変更をしようとする際に行う周辺地域の生活環境影
響調査結果の縦覧手続及び利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から意見書
を提出する方法を定めることにより、当該意見書を提出する機会を付与することを目
的として、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 一般廃棄物処理に関する事務を所管する課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 一般廃棄物処理に関する事務を所管する課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(他市との協議)

第7条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他市の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他市の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、芦屋市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例要綱

1 制定の趣旨

一般廃棄物処理施設の設置又は変更をしようとする際に行う周辺地域の生活環境
影響調査結果の縦覧手続及び利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から意
見書を提出する方法を定めることにより、当該意見書を提出する機会を付与するこ
とを目的として、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 対象となる施設の種類（第2条関係）

報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄
物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定す
るごみ処理施設（以下「施設」という。）とする。

(2) 縦覧の告示（第3条関係）

報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び期間のほか、次
に掲げる事項を告示するものとする。

ア 施設の名称

イ 施設の設置の場所

ウ 施設の種類

エ 施設において処理する一般廃棄物の種類

オ 施設の能力

カ 実施した生活環境影響調査の項目

(3) 縦覧の場所及び期間（第4条関係）

ア 縦覧の場所

(ア) 一般廃棄物処理に関する事務を所管する課

(イ) (ア)のほか、市長が必要と認める場所

イ 縦覧の期間

告示の日から1月間とする。

(4) 意見書の提出先等の告示（第5条関係）

施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(5) 意見書の提出先及び提出期限（第6条関係）

ア 意見書の提出先

(ア) 一般廃棄物処理に関する事務を所管する課

(イ) (ア)のほか、市長が必要と認める場所

イ 意見書の提出期限

(4)による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、(3)イの縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(6) 他市との協議（第7条関係）

施設の設置に関する区域が次のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

ア 施設を他市の区域に設置するとき。

イ 施設の敷地が他市の区域にわたるとき。

ウ 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、芦屋市の区域に属しない地域が含まれているとき。

3 施行期日

公布の日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第9条の3 市町村は、第6条の2第1項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

(第3項から第7項まで省略)

8 第1項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

9 第2項及び第3項の規定は前項の規定による届出について、第4項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第2項中「同項」とあるのは「前項」と、第4項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

(第10項から第12項まで省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令抜粋

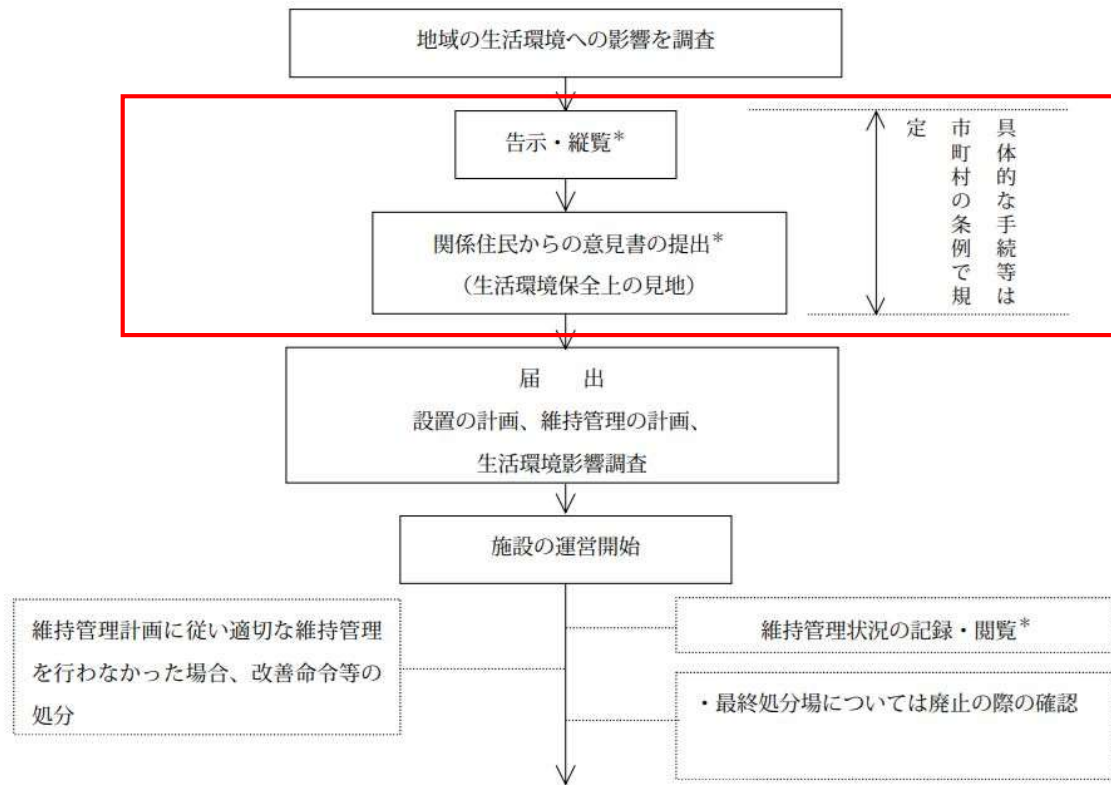
(一般廃棄物処理施設)

第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

(第2項省略)

一般廃棄物処理施設設置に係る生活環境影響調査の実施について

1. 市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続き



注）＊印の手続を行う施設の種類の市町村が条例で定める。

図 1－2 廃棄物処理施設の設置手続きフロー
(市町村が設置する一般廃棄物処理施設の場合)

【廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省作成）抜粋】

2. 生活環境影響調査の実施経過と今後の予定

日程	実施内容
令和 5 年	
4 月 1 日	芦屋市環境処理センター施設整備に伴う生活環境影響調査業務委託契約の締結（業務期間：～令和 7 年 3 月 2 5 日まで）
7 月以降	生活環境影響調査を開始 ・対象施設：焼却施設、資源化施設
令和 6 年	

6 月	生活環境影響調査の中断
9 月	芦屋市環境処理センター施設整備に伴う生活環境影響調査業務委託契約の変更 (業務期間：～令和 8 年 2 月 2 8 日まで)
令和 7 年	
6 月	生活環境影響調査の再開 ・ 対象施設：中継施設、資源化施設
9 月	条例制定の議案提出・審議
1 1 月上旬	環境審議会を開催 ・ 生活環境影響調査結果の報告
1 2 月 1 日	広報あしや 1 2 月号 ・ 説明会開催（1 2 月上旬） ・ <u>縦覧（1 2 月上旬から 1 か月間）</u> ・ <u>意見書の提出（縦覧期間満了の日の翌日から 1 4 日間）</u>
令和 8 年	
1 月下旬	環境審議会を開催 ・ 意見書の報告
令和 1 2 年度	中継施設完成（目標）
令和 1 5 年度	資源化施設完成（目標）

芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例施行規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和7年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（縦覧の手続）

第3条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧場所に備え付けられた縦覧者名簿に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- （2） 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- （3） 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- （4） 職員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（縦覧の期間等）

第5条 条例第4条第2項に規定する縦覧の期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は、縦覧に供しないものとする。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

（意見書の記載事項）

第6条 条例第6条第1項に規定する意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- （1） 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- （2） 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。